

市税を一時に納付できない方のために 納税の猶予制度があります

新潟市財務部納税課

災害や盗難にあわれたり、病気や負傷など次のような特別な事情があるときは、市税を分割して納められる納税の猶予制度がありますので納税課にご相談ください。

徴収の猶予

- ① 財産について、震災、風水害、火災その他の災害を受け、または盗難にあったこと
- ② 納税者またはその者と生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと
- ③ 事業を廃止し、または休止したこと
- ④ 事業につき著しい損失を受けたこと
※「著しい損失を受けた」とは、申請前の1年間において、その前年の利益の額の2分の1を超える損失（赤字）が生じた場合をいいます。
- ⑤ 本来の納期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと

上記の猶予該当事実に基づき、市税を一時に納付することができないと認められること



申請することで、原則、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

※上記⑤の場合には、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、納付すべきこととなった市税の納期限までに申請する必要があります。

申請による換価の猶予

市税を納期限までに納付することで、事業の継続、またはその生活の維持が困難になるおそれがあり、納税について誠実な意思を有するなどの一定の要件に該当するとき



その市税の納期限から6カ月以内に申請することで、原則、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※ 換価とは…差押えた財産や、担保提供のあった財産を売却することです。

※ 申請する市税以外に、既に滞納となっている市税がある場合には、申請による換価の猶予は認められません。

猶予が認められると・・・

- ・猶予期間中の延滞金の全部、または一部が免除されます。
- ・財産の差押や換価が猶予されます。

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができると思われる期間に限られます。

なお、猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※申請により、状況に応じて更に1年間猶予期間の延長が認められる場合があります。

担保の提供

猶予の申請をする場合は、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。地方税法により担保として提供することができる財産の種類には、次のようなものがあります。

- ・国債や市長が確実と認める上場株式などの有価証券
- ・不動産(土地、建物)
- ・市長が確実と認める保証人の保証

なお、次のいずれかに該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が100万円以下であるとき
- ・猶予を受ける期間が3カ月以内であるとき
- ・上記の担保として提供することができる種類の財産がないなど特別な事情があるとき

申請の手続き

提出する書類

- ① 「徴収の猶予申請書」または「換価の猶予申請書」
- ② 財産および収支の状況がわかる書類
※資産、負債、収支の状況など記載してください
- ③ 担保の提供に関する書類
- ④ 災害などの事実を証する書類(徴収の猶予の場合)
※り災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など

ケースによりご用意いただく資料が異なります。
まずはお電話でご相談を！

◇提出書類の参考様式は、納税課もしくはホームページでご確認ください。

申請の期限

- 徴収の猶予：おもて面の①から④に該当する場合は、猶予を受けようとする期間よりも前に申請してください。
おもて面⑤に該当する場合は、その本来の納期限から1年以上経過した後に納付すべき税額確定した市税の納期限までに申請してください。
- 換価の猶予：猶予を受けようとする市税の納期限から6カ月以内に申請してください。

その他

- ・猶予が承認された場合は、「猶予承認通知書」の納付計画のとおり納付する必要があります。
- ・納付場所は、新潟市公金収納取扱金融機関の窓口となります。
(口座振替はご利用できません)

問い合わせ・提出先：新潟市財務部納税課

☎直通：(025)226-2305、2310